

日本学生支援機構奨学金

申込み手続き・採用後手続きに関するQ&A

申込	<p>Q1：現在奨学金を受けていますが、追加で申込できますか。種別を変更できますか。</p>	<p>A：現在、第一種・第二種のどちらか一方を貸与中の方が、第一種と第二種の併用貸与への申込みは可能です。ただし、併用貸与の学力、家計基準を満たすことが必要です。また、「第二種→第一種」、「第一種→第二種」への変更も可能です。在学採用の定期募集の時期（春：4月、秋：9月）に申込んでください。なお、給付奨学金と貸与奨学金の併用も可能です。ただし、第一種奨学金との併給調整にはお気を付けてください。</p>
	<p>Q2：予約採用で不採用になりました。再度、在学採用に申し込したら採用されることはありますか。</p>	<p>A：春の在学採用に申し込んだ場合、予約採用申込時と同じ採用基準のため同じ結果になりますので、秋の在学採用に申し込んでください。秋の在学採用に申し込んだ場合も採用になるとは限りません。</p>
	<p>Q3：奨学金の申込において、「生計維持者」とは誰のことですか。</p>	<p>A：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・父母がいる場合は原則として父母(2名)が「生計維持者」となります(学生本人との同居・別居の別、収入の有無は問いません)。 ・父または母のみ(ひとり親)の場合は原則その人が「生計維持者」となりますが、離婚されている場合でも学生が学費や生活費の援助を受けている場合はもう一方の方も生計維持者となります。 ・父母ともにいない場合は、学生本人の学費や生活費を負担している方1名が「生計維持者」となります。 ・学生本人の学費や生活費を負担する方がいない場合は、学生本人自身が「生計維持者」となります。
	<p>Q4：連帯保証人や保証人の同意が得られない場合はどのようにすればよいですか。</p>	<p>A：選任条件を満たす連帯保証人や保証人を選任することが困難な場合、機関保証制度を利用することが可能です。</p>
	<p>Q5：離婚して親権を失った父(母)親を保証人に選任することはできますか。また、65歳以上の祖父母を保証人に選任することはできますか。</p>	<p>A：学生本人および連帯保証人と別生計の方であって、「返還保証書」および「資産等に関する証明書類」(コピー可)の提出により、資格を有すると認められる方が条件です。</p>
	<p>Q6：資産等に関する証明書類とは何ですか。</p>	<p>A：源泉徴収票、確定申告書(控え)、所得証明書、預貯金残高証明書、固定資産評価証明書、年金振込通知書等です。</p>
自宅外	<p>Q1：実家とは別に単身赴任の父や親族と住んでいます。自宅外通学として認められますか。</p>	<p>A：生計維持者である父と同居しているため、自宅外月額額の支給を受けることはできません。</p>
	<p>Q2：自宅外通学を証明する提出書類で賃貸借契約書がありません。採用後に何を提出すればよいですか。</p>	<p>A：原則、賃貸借契約書は必要です。紛失された場合は、不動産管理会社へ再発行を依頼してください。また、親戚等の家に間借りして、家主である親戚に家賃を支払っている場合は、個人で賃貸借契約書を作成してください。</p>
	<p>Q3：給付奨学金申込時に「自宅外通学」を選んだが、「自宅通学」の支給月額が振り込まれた。なぜですか。</p>	<p>A：申込時に「自宅外通学」として申請した場合でも、提出書類等により「自宅外通学」であることを機構で確認できるまでは、自宅通学者の支給月額となります。</p>

採用後	Q1：申し込んで採用された場合、奨学金の振込はいつからですか。採用結果を教えてください。	A：採用後の初回振込日は学校からの案内書類等で確認してください。奨学金は原則、毎月11日に振り込まれます。ただし、金融機関が休みの場合、前営業日に振り込まれます。採用結果は、奨学金が振込まれたことをもって確認してください。
	Q2：第一種奨学金が採用になったのに振り込まれていません。	A：給付奨学金と併せて第一種奨学金貸与を受ける場合、給付奨学金の支援区分等に応じて併給調整がかかります。
	Q3：授業料減免とはなんですか。	A：給付奨学生が授業料の減免を受けることができる制度です。
	Q4：なぜ授業料減免の申請書と学費延納願は出さないといけないのですか。	A：対象者や支援区分の変更が10月(家計の適格判定)および4月(学業の適格判定)の年2回行われることにより、年間2回の継続申請書の提出が必要です。また、支援の可否や支援区分の決定には時間がかかり、学費納付書をお渡しするのが遅くなるため学費延納願も提出する必要があります。提出が遅れると授業料減免が受けられなくなるのでご注意ください。
	Q5：在籍報告とはなんですか。	A：給付奨学生は在籍状況や通学形態について年に2回(毎年4月、10月)定期的にスカラネットPSを通じて報告する必要があります。期限までに報告がないときは、給付奨学金の支給が止まります。なお、採用初年度の方は10月の在籍報告が初回となります。
	Q6：スカラネットPSにログインできません。	A：初めてログインする方は「新規登録」からユーザーID、パスワードを設定してください。ご自身で設定したユーザーID・パスワードを忘れた方は、「ユーザーID・パスワードを忘れた場合」の画面から再設定してください。スカラネットパーソナルに登録した時の奨学生番号が必要です。
	Q7：奨学生番号がわかりません。	A：採用時にお渡しする奨学生証に載っていますので確認してください。
変更	Q1：第一種奨学金と第二種奨学金ともに採用されていますが、片方だけ辞退することは可能ですか。	A：辞退可能です。学校に辞退を申し出てください。在学採用の場合、まずは採用後にお渡しする「返還誓約書」を提出のうえ、学校に最終受領希望年月を申し出て、「異動願(届)」を提出してください。
	Q2：保証制度(人的保証、機関保証)を変更するにはどうすればよいですか。	A：「機関保証」→「人的保証」への変更はできません。「人的保証」→「機関保証」への変更については、やむを得ない理由が生じた場合、学校を通じて願い出ることができます。返還誓約書提出時に保証変更を希望する場合、学校にて必要書類をお渡しします。なお、人的保証から機関保証に変更すると、再度人的保証に戻すことはできません。また、「人的保証」→「機関保証」への変更する際は、貸与始期からの保証料を期限までに一括で支払う必要があります。
	Q3：奨学金月額を変更したいのですがどうすればよいですか。	A：貸与月額変更を学校に願い出て、「貸与月額変更願(届)」を提出してください。人的保証の方が増額する場合、連帯保証人と保証人の「印鑑登録証明書類」等が必要となります。新たに奨学生となった学生は、「返還誓約書」(不備ない状態)を学校に提出した後から変更可能になります。

【問い合わせ先】

流通科学大学 学生課 奨学金窓口

〒651-2188 兵庫県神戸市西区学園西町3丁目1番

TEL:078-796-4131 (平日9:00-17:45)